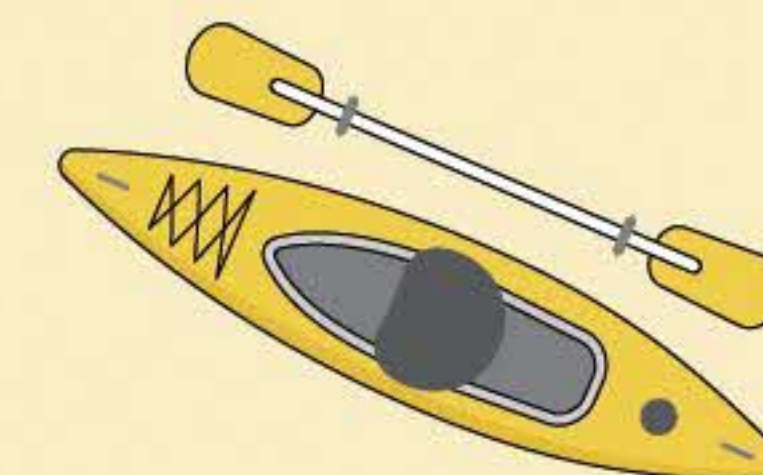




令和8年度実施



観光地づくり 加速化補助事業



地域にしかない魅力を、より快適に、より安全に、より伝わるかたちへ。

観光地づくり加速化補助事業は、省力化や受入機能の向上、観光コンテンツの充実化などを支援し、
地域の特性を活かした観光地づくりを加速します。

補助対象者

(1) 宿泊事業者 (ホテル・旅館・簡易宿所)

道内にある宿泊施設を運営する者のうち、次のいずれかに該当する者をいう。

- 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の規定により旅館業(下宿営業を除く。)の許可を受けた者のうち、同法第2条第2項の規定による「旅館・ホテル営業」を営む者。
- 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の規定により旅館業(下宿営業を除く。)の許可を受けた者のうち、同法第2条第3項の規定による「簡易宿所営業」を営む者。

(2) 観光関連事業者

観光協会等と協力してアクティビティなどの観光コンテンツの開発や受入体制整備に取り組む事業者(個人事業主を含む)であって、観光協会等及び市町村が共同で作成する整備計画に記載された者をいう。

(3) 観光協会等

道内で活動する観光協会、または観光地域づくり法人(DMO)をいう。

補助率
1/2以内
補助上限額

1 宿泊施設
または
1 整備計画

200万円

対象経費

設備導入・備品購入(次の項目に合致するもの)

- 【1】省力化による利便性の向上等
- 【2】旅行者の安全・安心
- 【3】観光コンテンツの充実化
- 【4】その他受入環境整備(多言語対応、オーバーツーリズム対策など)

申請方法

● 郵送 ● メール ※送料は事業者様ご負担となります

観光地づくり加速化補助金事務局

<https://www.destilab.pref.hokkaido.lg.jp/> hkd_kanko.kasokuka@nta.co.jp

011-213-1780

お電話でのお問合せ／【平日】9:30-17:30

詳細は
こちら!

